

第9-10表 社会保障負担料率（2017年）

Table 9-10: Employer-employee social security rates, 2017

	年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others	
日本 JPN	18,300 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.57 ³⁾	1.10 ⁴⁾	なし	
労 / employee		労使折半		0.40		
使 / employer				0.70		
アメリカ USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾	なし	2.27 ⁷⁾	なし	
労 / employee	6.2	1.45		使) 全額負担 2.27 ⁷⁾		
使 / employer	6.2	1.45				
イギリス UK	25.8		なし	国民保険制度に統合	なし	
労 / employee	12.0 ⁸⁾	主に税財源				
使 / employer	13.8					
ドイツ DEU	18.7	14.6	2.35	3.0	なし	
労 / employee	9.35	7.3	1.275	1.5		
使 / employer	9.35	7.3	1.275	1.5		
フランス FRA	老齢保険		主に 税財源	家族 手当 ¹²⁾	住宅支援基 金への拠出 ¹³⁾	
(民間部門の場合)	17.75	13.94		6.40		
労 / employee	6.90 ⁹⁾	0.40 ¹⁰⁾		2.40 ¹¹⁾		
使 / employer	8.85 ⁹⁾	1.90 ¹⁰⁾		4.00 ¹¹⁾	3.45 0.1 0.5	
スウェーデン SWE	17.21		主に 税財源	なし	2.64 その他 ¹⁴⁾ 15.97	
労 / employee	7.00			使) 全額負担	使) 全額負担	
使 / employer	10.21				2.64 15.97	

資料出所 日本:厚生労働省, 日本国年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:ドイツ貿易・投資振興機関(GTAI)

フランス:国立統計経済研究所, 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

スウェーデン:厚生労働省「2016年海外情勢報告」, スウェーデン国税庁

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2017年9月分から適用)。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(2018年3月分から適用される料率は9.63~10.61%)。
 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2018年4月分から適用。
 4) 「一般の事業」における負担率。日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
 5) 2013年から。Affordable Care Act施行後, 高額所得者には0.9%が加算された。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) 連邦, 州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また, 連邦は6.0%の料率だが, 期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり, 州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって, 全米レベルで統一した料率ではなく、「2.27%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけを占めるかという数字をあらわしている。なお, 数字は2017年の推計値。
 8) 週157~866ボンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
 9) 39,732ユーロ/年までの給与に対する割合(2018年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 10) 対全給与。
 11) 158,928ユーロ/年までの給与に対する割合(2018年)。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われている。
 12) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。
 13) 従業員規模20人未満は0.1%, 20人以上は0.5%。
 14) 遺族年金保険, 疾病保険, 労災保険, 両親保険, 労働市場保険及び一般賃金税を含む。